



富山県動物管理センターの あり方検討に関する報告書

令和6年2月

富山県厚生部

目次

はじめに

第1章	富山県の動物愛護管理行政について	1
1	関係法令	
2	富山県動物愛護管理推進計画	
3	関連施設と所在地	
4	現在の業務内容	
第2章	現在の富山県動物管理センターの取組等	4
1	施設の沿革と概要	
2	愛護事業 (1) 犬猫の返還・譲渡の推進 (2) 不妊・去勢手術の推進 (3) 愛犬のしつけ方教室 (4) 動物ふれあい教室 (5) 動物愛護フェスティバル (6) 災害時対策	
第3章	本県の動物愛護管理行政の現状と課題	7
1	近年の状況 (1) 犬猫の保護・引取り状況 (2) 犬猫の譲渡の状況 (3) 犬猫の殺処分頭数 (4) 動物取扱業の状況 (5) 不適正飼養者に対する指導等 (6) 災害対策	
2	動物管理センターの現状と課題 (1) 業務内容の変化 (2) 飼養施設	
3	厚生センターの現状と課題 (1) 業務内容の変化 (2) 飼養施設	
第4章	動物愛護に関する県民意識調査結果の概要	13
第5章	動物管理センターに求められる役割・機能	15
1	動物の命をつなぐ	
2	人と動物の共生に向けた情報発信	
3	ボランティアの育成・活性化	
4	ペットの災害対策	
5	事業者などへの指導・監督	
第6章	今後の動物管理センターの整備方針	17
1	施設整備について	
2	ボランティア・関係団体等の民間との協働	
3	厚生センター業務の集約	
4	富山市との連携	
参考資料	富山県動物管理センターのあり方に関する検討経過 富山県動物管理センターあり方検討会設置要綱	22 23

はじめに

富山県では、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき『富山県動物愛護管理推進計画』を策定し、「人と動物の共生する社会」の実現に向けて、様々な取組みを行っています。

その中核を担う施設である富山県動物管理センターは、立山町（常願寺川公園隣接）に犬猫の収容・譲渡・殺処分施設として昭和57年に設置されました。開設時には、所有者不明の犬猫が多く、殺処分頭数は多い年で犬約4,900頭（昭和58年度）、猫約2,900頭（平成2年度）でしたが、令和4年度には犬2頭、猫23頭と大きく減少し、動物管理センターの業務は犬猫の譲渡事業や飼い主への飼養方法の指導、動物愛護の普及啓発が中心となり、その役割は、保護管理から愛護へと変化しています。

しかし、現在の動物管理センターは、老朽化が進んでいることに加え、設備的にも機能的にも、十分に県民に開かれた利用しやすい施設とは言えず、令和4年8月の官民協働事業レビューにおいて、動物愛護の拠点として「拡充」すべきとの評価をいただきました。

そこで今年度、本県の動物愛護管理行政の現状と課題を整理し、動物管理センターが県民にとって身近で親しみやすく、また、人と動物との共生を推進する拠点施設となるための必要な役割や機能、整備方針等について、幅広い角度から検討を進めるため、学識経験者、獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者、自治組織の代表などの委員11名からなる「富山県動物管理センターあり方検討会」を設置し、議論を進めてきました。また、動物愛護に関する県民意識調査やパブリックコメントを実施しました。この報告は、これらのご意見を踏まえ、「富山県動物管理センターのあり方検討に関する報告書」として取りまとめたものです。



第1章 富山県の動物愛護管理行政について

1 関係法令

動物愛護管理行政は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動物愛護管理法）、狂犬病予防法、犬の危害防止条例に基づき業務を執行しています。

また、都道府県は、動物愛護管理法に基づき動物愛護管理推進計画を策定することとされており、本県でも「人と動物の共生する社会」の実現に向け、平成20年に計画を策定し、令和3年最終改正を行った推進計画に基づき各種事業を実施しています。

2 富山県動物愛護管理推進計画

この計画は、「人と動物の共生する社会」の実現に向け、基本的方針や施策別の取組み等を定め、行政と関係団体、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して動物愛護管理の推進を図ることを目的としています。

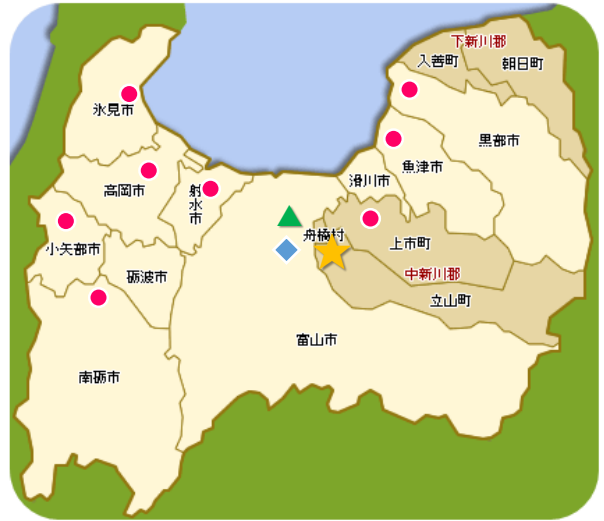
計画では、「5 施策別の取組み」の中で、「動物管理センターの機能強化」を定め、県民が集う、開かれた動物愛護の拠点施設となることを目指し、人員・設備面ともに体制の充実を検討することとしています。

3 関連施設と所在地

本県の動物愛護に関する行政機関の設置状況です。

動物管理センターは、立山町にある常願寺川公園の南側に位置し、芝生の公園に囲まれています。高速道路のインターからも約4Kmと近く、車であればアクセスのしやすい場所です。

その他、県の機関として厚生センターが本所・支所合わせて8カ所あります。中核市である富山市には、富山市保健所が1カ所あり、各所で動物愛護管理行政を担っています。



- ▲ 富山県厚生部 生活衛生課
(富山市新総曲輪1-7 県庁本館2階)
- ★ 動物管理センター
(中新川郡立山町利田)
- 厚生センター・支所
(本所4カ所・支所4カ所)
- ◆ 富山市保健所 生活衛生課

厚生センター等の所在地	管轄区域
新川厚生センター 黒部市堀切新343	朝日町、入善町、黒部市
魚津支所 魚津市本江1397	魚津市
中部厚生センター 中新川郡上市町横法音寺40	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡厚生センター 高岡市赤祖父211	高岡市
射水支所 射水市戸破1875-1	射水市
氷見支所 氷見市幸町34-9	氷見市
砺波厚生センター 南砺市高儀147	砺波市、南砺市
小矢部支所 小矢部市綾子5532	小矢部市
富山市保健所 富山市蛸川459-1	富山市

4 現在の業務内容

(1) 犬猫の保護・引取り

犬の保護、負傷動物の収容（本来は動物管理センターの事務であるが、迅速に対応するため厚生センターが対応している）、飼い主又は拾得者からの犬猫の引取りは、各厚生センター・支所で行っています。

飼い主から引取りの相談があった場合には、終生飼養の大切さについて教示し、新たな飼い主への譲渡等に努めていただくよう助言したうえで、飼えなくなった事情について、やむを得ない場合に限り引取りを行います。

(2) 犬猫の飼養管理

厚生センター・支所で保護・収容した犬猫は、迷い犬猫の場合には、1～2週間、厚生センター等で飼養管理を行い、飼い主が判明した場合には、逸走等に関する指導を行った上で、返還しています。

飼い主が見つからなかった犬猫や、飼い主から引取った犬猫については、動物管理センターに移送し、譲渡に向けて馴化や治療等を行いながら飼養します。攻撃性があり譲渡不適の場合等の時に行う殺処分は、動物管理センターで麻酔薬を用いて行っています。

(3) 動物の譲渡

保護・引取りされた犬猫は、動物管理センターにおいて、できる限り譲渡しています。

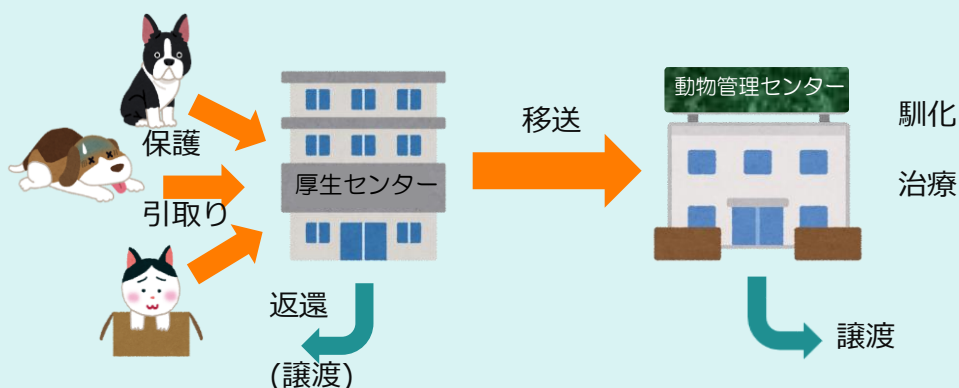
譲渡できるように人に馴れさせたり、飼いやすい月齢まで飼養管理を行います。飼養管理期間は、通常、犬は4～5か月、子猫は2か月程度です。

離乳前の子猫の飼養管理は、ミルクボランティアにご協力いただいています。

譲渡時には、飼い主に適正飼養等に関する講習を受講してもらい、終生飼養や不妊去勢手術の必要性等をお伝えします。

また、譲渡ボランティアの登録制度を設けており、ボランティアのネットワークを活用した譲渡の取組みを行っています。

保護・引取りを行った動物の流れ



(4) 動物取扱業者等への監視指導

動物愛護管理法に基づく事業者の登録、施設の立入検査、指導、苦情対応を厚生センター・支所で行っています。

施設への立入検査は、定期的又は苦情等があった場合に実施し、法令に定める基準等への適合を確認しています。不適切な点があった場合には、指導等により適正化を図ります。

(5) 不適正な飼養等に対する指導

動物への虐待や放し飼い、動物の鳴き声、糞尿等の苦情があった場合、厚生センター・支所で確認を行い、必要に応じて指導等を行います。

厚生センター・支所及び動物管理センターと地域で活動する動物愛護推進員や市町村とが連携して、適正飼養等について指導を行っています

各機関の所管業務一覧

業務	動物管理センター	厚生センター・支所	富山市保健所	富山市以外の市町村
犬猫の飼養管理（馴化）、譲渡、殺処分	○	—	○	—
愛護事業（イベント）の実施	○	—	—	—
飼い方等の指導・相談	○	○	○	—
犬猫の保護、引取り	—	○	○	—
迷い犬猫の飼い主への返還	—	○	○	—
苦情対応（鳴き声、虐待等）	—	○	○	協力依頼可
動物取扱業の登録、監視	—	○	○	—
犬の登録、鑑札・注射済票の交付	—	—	○	○

第2章 現在の動物管理センターの取組等

1 施設の沿革と概要

富山県動物管理センターの前身となる富山県野犬処理センターが昭和41年4月に開設され、同地において昭和57年4月、新たに富山県動物管理センターとして開所しました。

平成8年4月に富山市が中核市へ移行したことに伴い、動物愛護管理行政を市で実施することになりました。

平成30年2月に吸入麻酔式小型動物致死処分装置を導入し、8月には大型の殺処分設備や焼却炉を撤去して多目的ホールへ、ボイラー室をねこ室へと改修しました。さらに、令和4年3月に保護室の増設を行い、主に猫の飼養スペースとしています。

近年は、改修を行いながら、猫の譲渡や愛護事業に対応できるよう、取組みを進めています。

動物管理センター平面図



2 愛護事業

近年は、犬猫の返還・譲渡の促進、不妊去勢手術の推進、災害時対策を重点事業として取り組んでいます。譲渡可能となった動物は、随時ホームページで紹介しています。

(1) 犬猫の返還・譲渡の推進

わんわんパートナー（成犬譲渡）

県内の各厚生センター・支所で保護・引取りした犬を対象に、動物管理センターで一定期間飼育管理などを行い、新たに飼育を希望する方へ譲渡する取組みです。



ミルクボランティア制度

県内の各厚生センター・支所で保護・引取りした離乳前の子猫を、登録ボランティアのご家庭で2か月程度育成していただき、譲渡に適した状態になったら動物管理センターで譲渡する取組みです。



譲渡仲介ボランティア制度

動物管理センターで長期間譲渡先が見つからない動物を、登録ボランティアを介して譲渡する取組みです。

(2) 不妊・去勢手術の推進

猫の不妊去勢手術を推進して、猫の引取りを少しでも減らすため、所有者のいない猫の不妊去勢手術に対して、1頭5000円の補助制度を設けています。



実績	
R1:	84頭
R2:	98頭
R3:	146頭
R4:	142頭

(3) 愛犬のしつけ方教室

愛犬との生活の中での困り事や、飼育方法・環境など詳しくお聞きし、各家庭にあった飼育方法やしつけ、トレーニングを個別にアドバイスしています。



(4) 動物ふれあい教室

小学校を訪問し、関係団体のご協力を得ながら、命の大切さ等を伝えています。



(5) 動物愛護フェスティバル

毎年9月の動物愛護週間中に、楽しみながら学べるイベントを開催しています。

主な内容

一日獣医師体験 / 犬のお手入れ体験 / 我が家のアイドル犬コンテスト / 長寿犬表彰 / 犬・猫とのふれあい / 缶バッジ作成 / ペットの防災対策やマイクロチップに関する展示 等



▲一日獣医師体験



▲犬のお手入れ体験



◀コンテストに参加した犬は翌年度の狂犬病予防注射のポスターに掲載

(6) 災害時対策

災害時対策として、毎年、県総合防災訓練において、同行避難訓練や動物避難所の設営などを市町村と一緒に実施しています。



▲飼い主は自宅から同行避難し、受付や動物避難所の設営・運営をシミュレーション

第3章 本県の動物愛護管理行政の現状と課題

1 近年の状況

(以下、富山県内の数値は富山市分を含みます。)

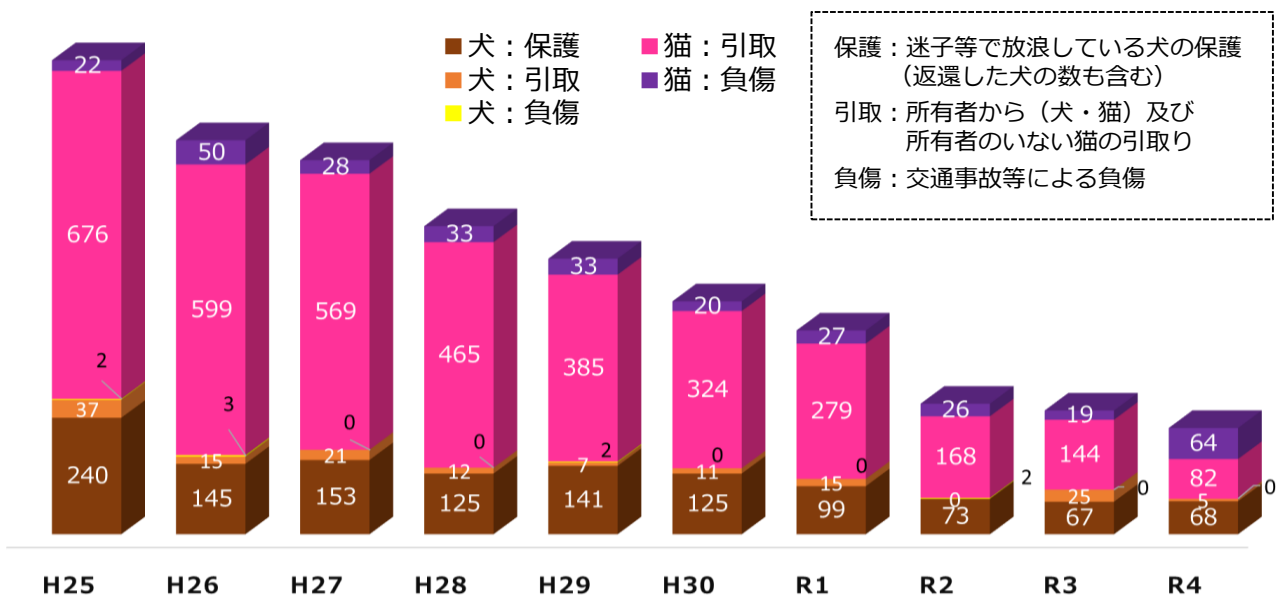
(1) 犬猫の保護・引取り状況について

県内の飼主には、終生飼養や不妊去勢手術が浸透してきており、県内の犬猫の保護・引取り状況については、10年前と比較して大きく減少しましたが、令和2年度からは200頭台で横ばいの状況です。いずれの年も猫の引取りが最も多く、特に子猫の引取りが多くなっています。

また、富山県では子犬の収容はほとんどありません。

飼い主からの引取りの理由としては、高齢の飼い主の病気、入院、施設への入所や飼い主の死亡等が上げられます。高齢社会となった現在、飼い主の避けようのない事情により、動物を引き取らざるを得なくなる事例も発生しており、飼い主に対し、万が一に備え、サポート体制の準備について啓発を図る必要があります。

犬猫の収容頭数とその内訳



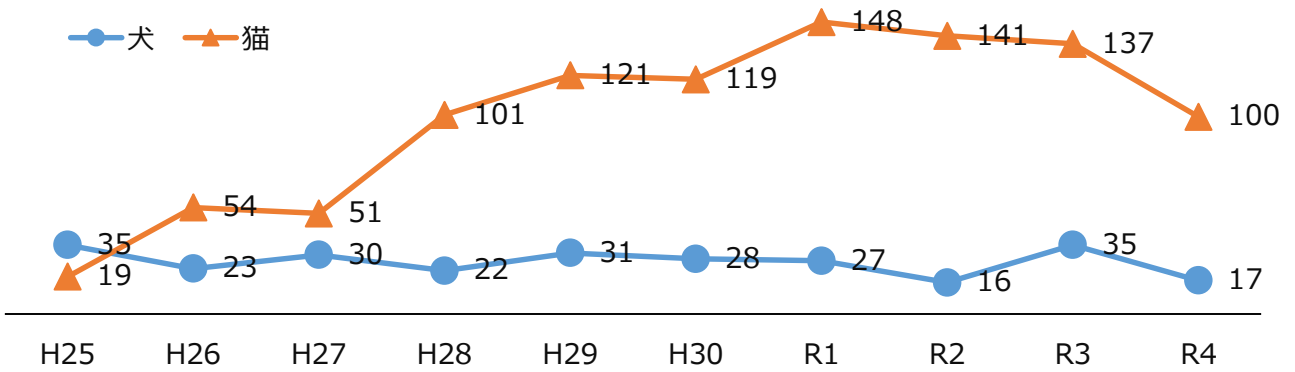
(2) 犬猫の譲渡の状況について

県内の犬の譲渡頭数は、この10年でほとんど変化なく、20頭前後で推移しています。収容される犬のほとんどが成犬で、しつけ等を実施の上、譲渡を行っています。

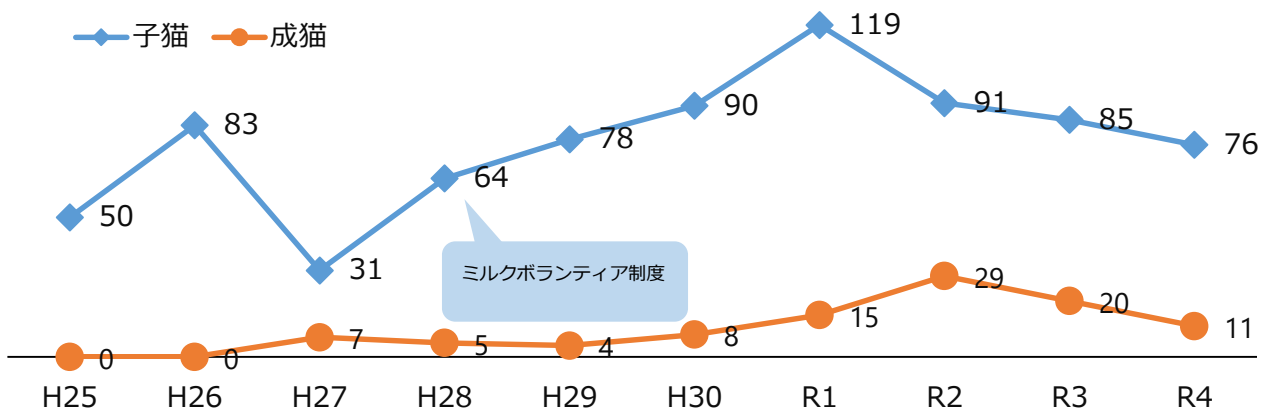
県内の猫の譲渡頭数は、コロナ禍には若干減少していますが、年々増加傾向にあり、平成28年からは100頭以上の譲渡を行っています。

これは、動物管理センターにおいて子猫のミルクボランティア制度を平成28年度から試行し、翌29年から正式にスタートしたことで、子猫の譲渡頭数を増やすことができるようになったためです。

富山県全体の譲渡頭数



動物管理センターからの譲渡頭数 (猫)



(3) 犬猫の殺処分頭数

県内の犬猫の殺処分頭数は、動物管理センター設置後、最も多かった頃では、犬は年間約4,900頭、猫は年間約2,900頭もの殺処分を行っていました。

現在では大きく減少しており、令和4年度は犬3頭、猫47頭となり、富山県動物愛護管理推進計画における目標頭数（令和12年度時点）を達成しています。

近年の殺処分の内訳は、病気や交通事故による自然死がほとんどです。

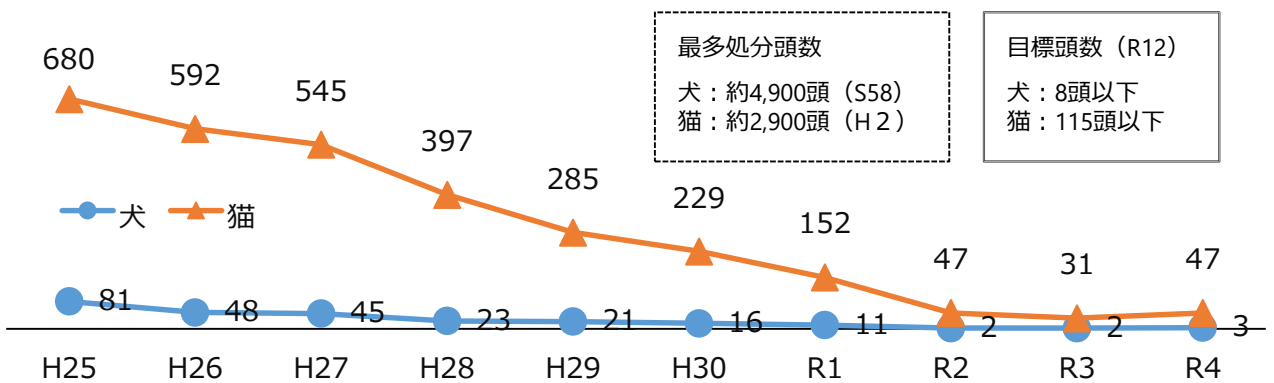
(4) 動物取扱業の状況

県内の第一種動物取扱業の登録数は年々増加しています。令和4年度時点で登録数は382件となり、10年間で約100件増加しました。

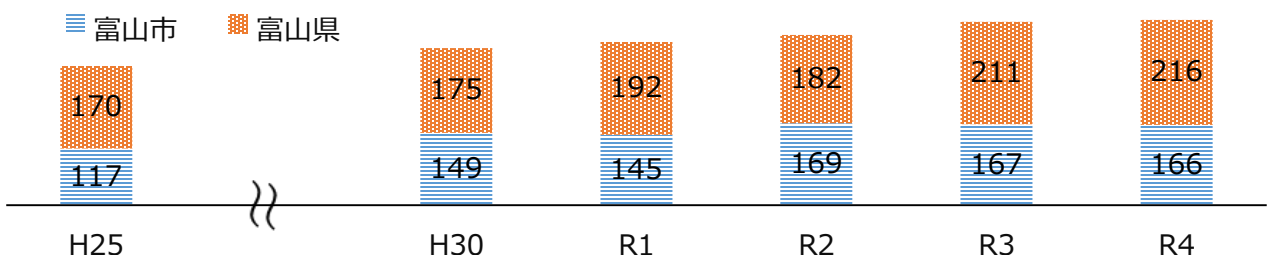
全国的に、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、法改正の都度、動物取扱業者に対する規制が強化されています。

このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図る必要があります。不適切な飼養管理を行う事業者に対しては、継続的な監視指導が必要です。

富山県全体の殺処分頭数



第一種動物取扱業の登録数（富山県全体・業種別総数）



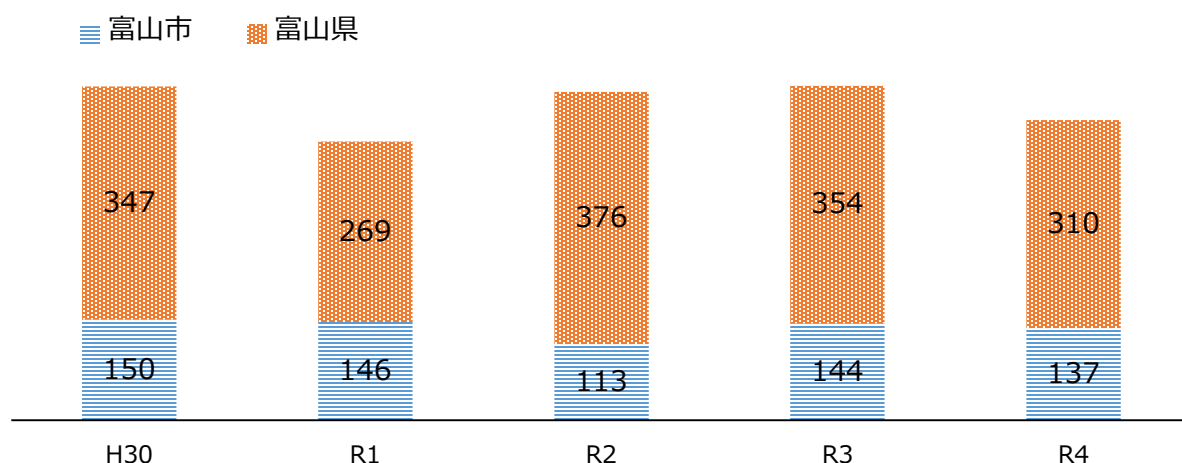
(5) 不適正飼養者に対する指導等

厚生センター・支所、富山市保健所に寄せられる苦情や通報の数は、年間500件弱で推移しています。内容としては、放し飼いや鳴き声、糞尿等の苦情、多頭飼育崩壊等があります。

動物にとっても暮らしやすく、かつ動物による周辺住民への侵害のない生活の実現のためには、飼い主としての責務を十分に理解し、実行してもらうため、飼い主への啓発が必要です。

また、遺棄や動物虐待事案を未然に防止するには、飼い主や周辺住民からの飼養や引取りに関する相談等に対して、丁寧な聞き取りを行い、必要に応じて、動物愛護推進員、市町村や警察等、関係機関と連携を図りながら適切に対応することが重要です。

動物に関する苦情・通報の受理件数



(6) 災害対策

これまで発生した災害をみても、災害時には飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数発生し、また、避難所等への同行による問題が発生することが予想されます。そのため、動物愛護と動物による人への危害防止の観点から、県、市町村、動物取扱業者、獣医師会、動物愛護団体等が相互に協力し、迅速に対応することが重要です。

こうした状況を踏まえ、県獣医師会との「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」の締結、また、動物同行避難所等運営マニュアルの策定、県総合防災訓練での動物同行避難訓練の実施等、体制整備に努めています。

引き続き、飼い主に対する日頃からの備えの必要性の普及啓発に加え、被災動物の収容場所等の確保など、災害時における動物救援活動の具体的内容について、避難所設置の主体になる市町村や獣医師会、動物愛護団体等と連携しながら、検討を進めていく必要があります。

2 動物管理センターの現状と課題

(1) 業務内容の変化

動物管理センターの主な業務は、先に示したとおり、設置当初の目的であった殺処分から譲渡に変化しています。

殺処分の内訳のほとんどは自然死によるものですが、收容された動物の救護や治療に対応できていない状況です。

このため、診療や手術のための機能の充実を図り、收容動物の動物福祉の向上と譲渡の推進を図る必要があります。

また、殺処分は大きく減少し、譲渡事業が主になっていますが、県民からは未だ殺処分施設というイメージが強く、近寄りがたい施設となっています。

このため、動物管理センターを動物愛護の拠点施設とし、譲渡動物や動物愛護等に関する情報を効果的に発信していくためには、SNSを積極的に活用し、的確に情報にアクセスできるよう改善を図り、親しみやすく開かれた施設に変化する必要があります。

(2) 飼養施設

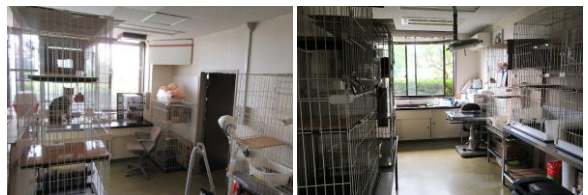
現在の動物管理センターは昭和57年に開設され、42年が経過し、施設には老朽化がみられます。

犬の飼育スペースは、野犬が多かった開設時の設備のままであり、個体管理ではなく、群管理する設備となっています。このため、現在は群管理を行うスペースに1頭しか收容できず、本来は検疫を行うための観察室も利用しながら飼養しており、計6頭分のスペースしか確保できていません。



◀ 群管理用の設計で、暖房もない

猫専用の飼育スペースは少なく、検査室や処置室などにもケージを設置し、飼養しています。



今後は、犬猫ともに、動物福祉に配慮した飼育スペースの増設が必要と考えています。

3 厚生センターの現状と課題

(1) 業務内容の変化

厚生センターでの、保護・引取り業務は減少傾向にあります。

このため、厚生センターで一時的に動物を飼養する業務を、動物管理センターへ集約することも検討の余地があると考えます。

厚生センターで行っている動物取扱業や飼い主への指導について、本県においても多頭飼育崩壊や動物虐待事例の発生など、対応が難しい事例が発生しています。これらの対応は、指導を行う際の警察や福祉部門など多方面との連携が必要となる場合があります。また、動物虐待事例などは、勧告命令など行政としても厳格な対応が求められており、指導業務について厚生センター間でバラツキのない対応が必要です。

このため、指導業務の専門性や継続性の強化等、困難事例への対応強化が必要であると考えます。

(2) 飼養施設

厚生センターの犬舎も、ほとんどが築40年を超え、窓や空調設備がない施設もあり、古い動物保護管理思想に基づく設備となっています。

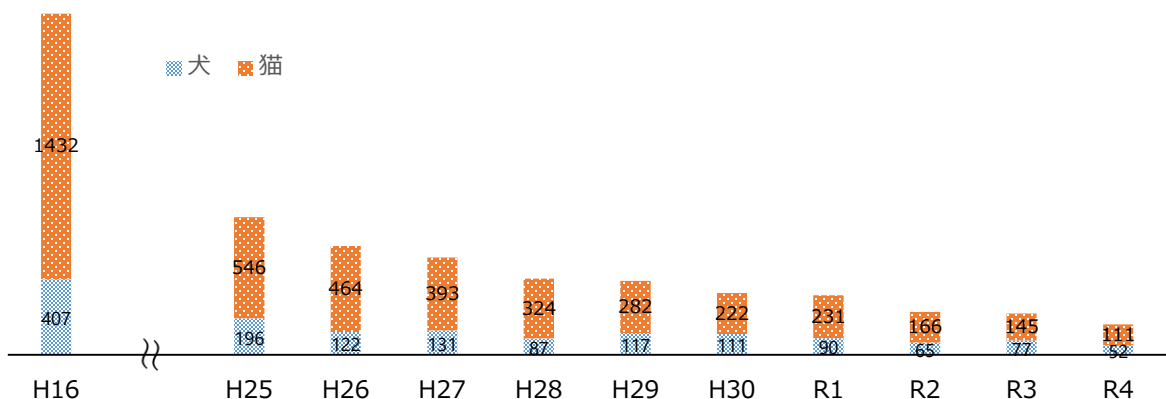
このため、現在の動物愛護思想に沿った動物福祉の確保が求められています。



▲窓や空調がない犬舎 ▲排泄と食事の場所が近接

これらの厚生センター業務の現状を踏まえ、今後は厚生センターの業務を動物管理センターに集約することが望ましいと考えますが、その場合は、咬傷事故時の緊急対応や窓口の減少による近接性の低下に対する対応策の検討が必要と考えます。

厚生センター・支所での動物の収容頭数



第4章 動物愛護に関する県民意識調査結果の概要

県民の動物愛護に関する意識、動物の飼養実態や近年の動物愛護管理法改正への対応状況等を把握し、今後の動物愛護施策や普及啓発の参考とするため、令和5年9月に意識調査を実施しました。

対象者：18歳以上の県民2,000名（市町村の人口比を考慮した上で無作為抽出）
調査方法：設問冊子を郵送し、QRコード等で回答フォームへ誘導して回答を回収
設問数：最大18問
回答者：558名
回答率：27.9%
調査時期：令和5年8月30日（水）～令和5年9月18日（月）

1 調査結果の主な概要

(1) 動物飼育の有無について（複数選択可）

- ・現在、動物を飼育している：33.5%
- ・以前、飼育したことがある：46.8%
- ・今まで一度も飼育経験がない：19.7%

▶調査回答者には、動物の飼育経験がある方が多くみられました。

(2) 犬・猫の入手先（複数選択可）

- 【犬】ペットショップ等販売店：68.0%
ブリーダーから：14.7%
- 【猫】拾得・迷い込んできた：48.1%
知人・友人から：28.4%
動物愛護団体から：19.8%

▶犬と猫では入手先が大きく異なっていました。今後の適正飼養の啓発機会・場所の参考にしたいと考えております。

(3) 不妊・去勢手術の実施状況

- ・全て又は1歳以上に実施済：78.0%
- ・オス又はメスのみに実施
または実施なし：22.0%



その理由：必要だとは思わないから：40.6%

▶引き続き手術の必要性の啓発が重要と考えられます。

(4) 動物を飼いつけることに関しての

心配事（複数選択可）

- ・災害時に同行避難ができるか：55.5%

▶災害時の同行避難についての心配が最も多い回答であったことから、この情報を市町村とも共有し、災害対策の啓発を進めてまいります。

(5) 行政が強化すべき動物愛護に関する

取組 (5つまで選択可)

- ・保護した犬猫の譲渡事業 : 40.5%
- ・飼えなくなった犬猫の引取りを求める
飼い主への指導 : 40.3%
- ・犬の登録・狂犬病予防注射の
推進等 : 35.8%

▶譲渡の推進や、適正飼養の指導に関する事項が上位を占めました。

(6) 動物管理センターに求める施設・

設備 (5つまで選択可)

- ・譲渡動物を自由に見学できる部屋 : 63.3%
- ・譲渡動物と触れ合える部屋 : 53.8%
- ・社会科見学などに対応できる施設 : 33.5%
- ・動物の飼い方や病気、ペット防災等について
学べる部屋 : 28.3%
- ・譲渡前の動物に不妊・去勢手術を実施する
手術室 : 27.6%

▶譲渡に関する項目や、施設を訪れて学ぶ機会への高い関心が伺えます。

第5章 動物管理センターに求められる役割・機能

前章までに示した近年の状況や課題を踏まえ、富山県動物愛護管理推進計画の更なる推進を図るため、新たな動物管理センターが、県民が集い動物愛護について学べる開かれた施設となるために、求められる役割や機能について大きく5つの柱に分け、必要な取組みや施設・設備を整理しました。

① 動物の命をつなぐ

- 収容機能の拡充
- 適正譲渡の推進

より多くの動物を譲渡につなげるため、動物福祉に配慮した長期収容可能なスペースの整備が求められます。譲渡しやすくするため、センターでの不妊・去勢手術の実施や、収容中のトリミング・診療を行う機能の確保が求められます。また、情報発信により譲渡の取組への認知度を高め、譲渡動物とのマッチングを行う展示・ふれあいスペースの確保が必要と考えます。

② 人と動物の共生に向けた情報発信

- 動物愛護教育の実施
- 適正飼養普及啓発の強化

動物とのふれあい教室や施設見学を通じ、動物愛護精神の涵養を図ります。適正飼養や人獣共通感染症などのワンヘルスに関する情報の研修や展示を行い、SNS等各種広報媒体を活用して情報を収集・発信していきます。飼養希望者や飼い主からの飼育に関する様々な相談に対応できる職員の養成を図ります。

③ ボランティアの育成・活性化

- ボランティアの育成・協働・負担軽減

ボランティアとの更なる協働を図るため、ミーティングを行うスペースや、ボランティアが譲渡会を行えるスペースの整備が求められます。

④ ペットの災害対策

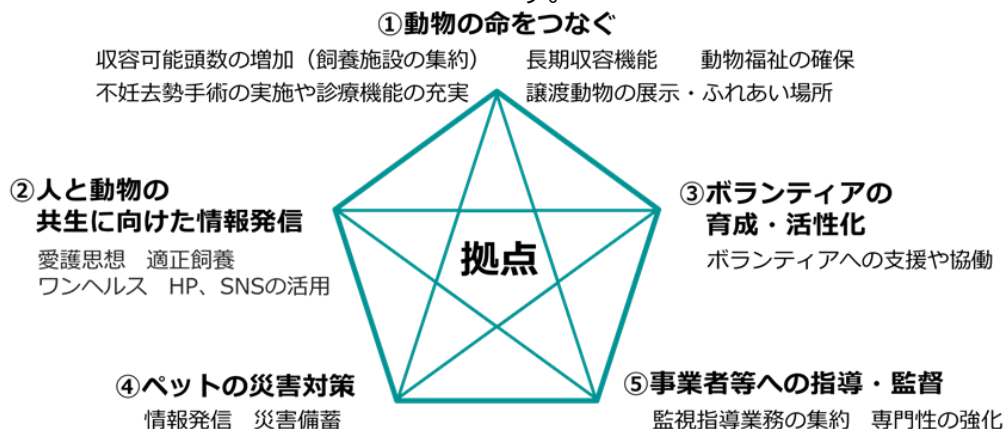
- 被災動物の救護の拠点
- 災害時に備えた普及啓発

避難方法などの情報発信や、災害時に備えたライフラインの確保や必要資材の備蓄など、災害対策の推進を図ります。

⑤ 事業者等への指導・監督

- 指導・監督の徹底

動物取扱業に関する業務や不適正な飼養者への指導業務を集約する場合には、指導事例の集積による専門性の向上と関係機関との連携による指導体制の強化を図ります。



	必要な機能	取組み	施設・設備
①	収容機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡対象動物飼養のため、長期収容が可能なスペースを確保 ・譲渡対象動物に対する治療、不妊去勢手術を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物にストレスとならない構造の飼養施設 ・シャンプー室、トリミング室 ・臨床関係施設
	適正譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡対象動物に関する情報発信 ・新しい飼い主とのマッチング及び譲渡後のフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドッグラン ・飼育環境をイメージしやすい譲渡動物の展示・ふれあいルーム
②	動物愛護教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等での犬猫ふれあい活動を実施 ・教育機関からの社会科見学の受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科見学等に対応できるコースや動線を確認した施設 ・研修ルーム ・啓発展示エリア
	適正飼養普及啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・適正飼養や人獣共通感染症に関する情報収集・発信（HP、SNSの活用） ・飼育希望者や飼い主からの飼育相談等に対応する相談ダイヤルの設置と、そうした相談に対応できる職員の養成 	
③	ボランティアの育成・協働・負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に役立つ知識習得の講習会を実施 ・ボランティア団体に譲渡する前の獣医療措置やボランティアで飼養中の動物の健康状態のフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修ルーム ・啓発展示エリア ・臨床関係施設
④	被災動物の救護の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、動物救護の拠点とし、負傷動物の治療を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対応できる施設（ライフライン確保、備蓄倉庫等） ・臨床関係施設
	災害時に備えた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から自治体への防災教育や防災訓練等を活用した飼い主への普及啓発を実施 ・HP、SNSを活用した避難方法などの情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修ルーム ・啓発展示エリア
⑤	指導・監督の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待、多頭飼育崩壊などの複雑化する事案に的確に対応できる職員の育成 ・関係機関との連携体制の確立と役割分担の徹底 	

第6章 今後の動物管理センターの整備方針

1 施設整備について

動物愛護思想の普及啓発を推進するためには、動物好きの方だけでなく、動物嫌いあるいは関心のない方にも気軽に動物管理センターに来館していただけるよう、身近で親しみやすい施設とすることが必要であると考えます。その上で、動物愛護管理行政を取りまく環境の変化に対応し、人と動物との共生を推進する拠点施設となるためには、第5章で示した役割や機能を備えた施設となるよう整備することが有効です。

現状の施設は、県民の方にとって近寄りやすいイメージが強く、開かれた雰囲気ではないこと、また、動物福祉に配慮した飼養施設機能を確保するには手狭であることなどから、新設又は増改築することが望ましいと考えます。

整備場所については、中心市街地と郊外、現所在地の3パターンに分け、以下の項目について評価し、比較検討を行うとともに、整備に要するコスト縮減や工期短縮の観点から、未利用となっている県有地のうち、建屋、駐車場、ドックラン等を整備する場合の標準となる10,000m²以上の遊休地を抽出し、活用できないか評価・検討を行うまでのプロセスを経て決定していくのが有効と考えます。

- ①アクセスの良さ（交通の利便性）
- ②立ち寄りやすさ

- ③周辺住民からの苦情（鳴き声、臭気等）
- ④十分な整備スペースの確保
- ⑤即応性（工期）
- ⑥災害リスク

中心市街地は、公共交通機関が整備され、人流も多く、幅広い層のアクセスが容易であり、多くの方の来館が期待できる一方で、鳴き声や臭気等に起因する周辺住民からの苦情の可能性が高いほか、まとまりのある十分な整備スペースの確保が難しいと考えられます。

郊外は、まとまりのある整備スペースの確保は期待できますが、交通の利便性の面では中心市街地よりも劣ります。また、立ち寄りやすさの面では、分かりやすい場所であることが求められますが、車でのアクセスに難がある場合もあり、また集客力のある施設が隣接している等の条件がなければ、動物に関心のない方を含む多くの方の来館は期待できないと考えられます。

その上で、未利用となっている県有地のうち、概ね10,000m²以上の遊休地を抽出したところ、中心市街地には存在せず、郊外では2箇所（富山市八尾町、射水市水戸田）存在しますが、いずれの箇所も、洪水災害のリスクはありませんが、立ち寄りやすさの面での優位性はなく、ほぼ前述のとおりであり、整備場所として適しているとはいえないと判断されます。

現所在地は、公共交通機関の利便性は低いですが、富山市に隣接し、高速道路 I C から近く、県下全域から車でのアクセスが容易です。また、グループやファミリーでスポーツやレクリエーションを楽しめる公園に隣接しており、公園を訪れた方が気軽に立ち寄っていただくことが可能であることから、より幅広く県民の方へ動物愛護思想の普及啓発が期待できます。周辺には人家がなく、地元からの苦情はほとんど受けておらず、一定の理解のもとに運営してきた実績もあります。

なお、常願寺川の河川区域内にあり、堤防決壊による「浸水深0.5～3m地域」（1階床下、床上浸水）に区分されているため、洪水災害のリスクはありますが、2階建てにして、垂直避難可能なスペースを確保するなど、施設の構造を工夫することで、リスクを回避することが可能です。また、国土交通省から河川法に基づく占用許可を得ており、敷地内での建物の新築、改築は可能であることから、即応性（工期）の面でも有効です。

以上のことから、現所在地で整備するのが最も適しており、望ましいと考えます。

今回調査した「動物愛護に関する県民意識調査」の結果では、動物管理センターに求める施設・設備として、「譲渡動物にふれあえる部屋」や「社会科見学等にも対応できる施設」が上位を占め、施設を訪れて

学ぶことができる機能が求められています。新たに整備する動物管理センターが、広く県民に認知され、動物に関心のない方を含めた多くの方に来館してもらい、動物愛護に関する様々な情報や意見を収集・発信する施設とするためには、地域一帯の賑わい創出も含めた整備が必要です。

このため、整備手法は、事業コストの削減が期待でき、かつ、来館者が楽しみながら学べる機能やイベント企画の運営などに民間の創意工夫を取り入れた、民間との協働による設置、運営が有効な手法のひとつと考えます。

なお、具体的な設備等については、有識者や関係者の助言をいただきながら検討を進めてまいります。

(参考) 動物管理センター設置場所の検討について

1 地理的区分による比較

区分		中心市街地		郊外		現所在地（立山町常願寺川公園隣接）		
1	アクセスの良さ （交通の利便性）	○	他の区分と比べ、公共交通機関が整備されており、幅広い層のアクセスが容易	×	公共交通機関の利便性は低く、車でのアクセスも容易ではない	△	公共交通機関の利便性は低い、富山市に隣接し、高速道路ICからも近く、県下全域から車でのアクセスが容易	
2	立ち寄りやすさ （動物に関心のない方を含む多くの方が来館）	△ (○)	居住者が多く、幅広い層の来館が期待できる （大型SCなど集客力のある施設が近接していれば、多くの方の来館が期待できる）	×	目的がある方のみ来館	○	常願寺川公園との連携により、公園利用者の来館が期待できる	
3	周辺住民からの苦情 （鳴き声、悪臭等）	×	苦情の可能性は高い	△	近くに住宅等がある場合、苦情の可能性は否定できない	○	周辺に人家がなく、これまで苦情はほとんどなし	
4	十分な整備スペースの確保	×	・県有地で10,000㎡（平屋の延べ床面積1,000㎡、駐車場、ドッグラン設置等を想定）を超える土地なし ・民有地だと多額の費用負担を伴う ・十分な駐車場が確保できない場合、周辺への違法駐車等が懸念される	△	・県有地で10,000㎡（平屋の延べ床面積1,000㎡、駐車場、ドッグラン設置等を想定）を超える土地の候補地あり ・民有地だと多額の費用負担を伴う	○	拡張する場合は、都市公園の一部を使用することとなるが、事前協議を経て許可申請が受理されれば建設可能	
5	即応性（工期）	×	地域住民に説明し理解を得るのに一定の期間を要する	×	地域住民に説明し理解を得るのに一定の期間を要する	○	都市公園法に基づく許可が得られれば、公園内に拡張が可能	
6	立地場所の災害リスクの検証	洪水	—	—	—	—	× (△)	常願寺川の堤防決壊による「浸水深0.5～3.0m地域」（1階床下・床上浸水）に区分 （垂直避難構造の採用により避難は可能）
		地震	—	—	—	—	△	想定震度は震度6（弱）のため、設計時に考慮が必要
		土砂災害 津波	—	—	—	—	○	リスクなし
7	その他						・既存施設の一部活用により、建設コストが抑えられる ・常願寺川公園との連携による賑わい創出が可能	

○：適している、△：やや適している、×：適していない

2 候補地とした県有地（概ね10,000m²以上）の評価

区分		富山市八尾町		射水市水戸田		
1	アクセスの良さ (交通の利便性)	×	公共交通機関の利便性は低く、富山市中心部から30分以上、富山ICからも20分以上かかり、車でのアクセスも悪い	△	公共交通機関の利便性は低い、高速道路ICからは近く、県下全域から車でのアクセスが容易	
2	立ち寄りやすさ (動物に関心のない方を含む多くの方が来館)	×	目的がある方のみ来館	×	目的がある方のみ来館	
3	周辺住民からの苦情 (鳴き声、悪臭等)	×	周辺に住宅あり	△	周辺に住宅なし	
5	即応性(工期)	×	地域住民に説明し理解を得るのに一定の期間を要する	×	地域住民に説明し理解を得るのに一定の期間を要する	
6	立地場所の 災害リスクの 検証	洪水	○	リスクなし	○	リスクなし
		地震	×	想定震度は震度6(強)	×	想定震度は震度6(強)
		土砂災害	○	リスクなし (周囲には土砂災害警戒区域あり)	○	リスクなし
		津波	○	リスクなし	○	リスクなし

○：適している、△：やや適している、×：適していない

2 ボランティア・関係団体等の民間との協働

動物愛護に関することは多岐にわたり、また、地域住民の生活に密接に関わっているため、行政のみでは解決が困難な場合が少なくありません。

そのため、効果的に事業を進めていくためには、ボランティアや関係団体等と連携、協力し、お互いの得意分野を活かした役割分担を行うなど、官民一体となって事業を進めていくことが有効であり、関係者間の情報共有や意見交換、ミーティング、研修などを行う場の確保が望まれます。

3 厚生センター業務の集約

第3章3における厚生センターの現状と課題から、厚生センターの業務を動物管理センターに集約することで、業務の効率化や飼養管理の質の向上などが期待できます。

一方で、全ての業務を集約することは、窓口の減少による近接性の低下を招き、動物の保護や咬傷事故時の緊急性の高い業務への対応が難しくなることが予想されます。

このため、動物管理センターへの業務集約を進めるにあたっては、本県の動物愛護管理行政の方向性を踏まえ、人員体制や民間活力の導入等を考慮の上、検討を進めます。

4 富山市との連携

動物愛護管理業務については、県と保健所設置市である富山市において、犬猫の保護、引取りやペットの飼育管理の指導、動物取扱業への指導等、それぞれの所管区域で同様の業務を行っています。

一方で、それぞれの権限で行っている業務を共同で行うことは難しく、他の自治体で見られる、県と中核市が共同設置した施設では、双方がそれぞれの所管区域での業務を継続しつつ、運営などの面で連携しているのが実態です。

このため、新たな動物管理センターの整備に関しては、富山市と協議した結果、共同設置はせず、富山市保健所は、これまでどおり所管区域での業務を継続していくこととなります。

県としては、人と動物の共生する社会の実現に向けて、新たな動物管理センターは、富山市保健所とも密接に連携し、動物愛護の推進を図ることが重要であり、譲渡事業やふれあい教室の開催など、動物愛護に関する事業は可能な限り連携して取り組みます。

富山県動物管理センターのあり方に関する検討経過等

○第1回 検討会（令和5年7月14日）

- ・本県の動物愛護管理行政について
- ・本県の動物愛護管理の現状と課題
- ・先進地視察の報告
- ・動物管理センターに求められる
役割・機能

○動物愛護に関する県民意識調査

（令和5年8月30日～令和5年9月18日）

○第2回 検討会（令和5年9月29日）

- ・動物管理センターに求められる
役割・機能
- ・厚生センター業務の集約について
- ・県民意識調査の結果について（速報値）
- ・報告書の骨子案
- ・情報発信、SNSの活用について

○第3回 検討会（令和5年11月20日）

- ・富山県動物管理センターのあり方
に関する報告書（案）について

○パブリックコメント

（令和5年12月27日～令和6年1月17日）

富山県動物管理センターあり方検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 動物管理センターが、県民にとって身近で親しみやすく、また、人と動物との共生を推進する拠点施設となるために、必要な役割や機能等を整理するとともに、円滑に業務を行う体制と行政機関の果たすべき役割について検討を行うことを目的に、富山県動物管理センターのあり方検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 富山県における動物愛護管理の現状と課題
- (2) 動物管理センターに求められる役割及び機能
- (3) 動物管理センターの更新の必要性
- (4) その他、動物愛護管理施策のあり方の検討に必要なこと

(検討会の構成)

第3条 検討会は、学識経験者、獣医師会の代表者、動物の愛護を目的として活動している団体の代表者又は個人及び行政機関等からなる別表に掲げる委員で構成し、委員は、知事が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を選出することができ、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は検討会の会務を総括し、会議を進行する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第5条 検討会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は厚生部生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は令和5年6月15日から施行する。

富山県動物管理センターあり方検討会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
小峠 拓也	(公財)富山市ファミリーパーク公社 動物課長	学識経験者
平井 潤子	NPO法人 アナイス理事長	学識経験者
入交 眞巳	東京農工大学ゲノム・テック産業開発機構 フロンティア研究環 伴侶動物拠点 特任准教授	学識経験者
久保 博文	(公社)富山県獣医師会長	獣医師会
日下 眞弓	富山県愛玩動物協会 代表	動物愛護 団体
宮腰 千景	NPO法人 ピース・アニマルズ・ホーム 代表	動物愛護 団体
田畑 智真紀	保護猫カフェ 月猫カフェ店長	動物愛護 団体
岩井中 慶太	にのみやペットセンター 総曲輪店長	動物取扱 業者
北岡 勝	富山県自治会連合会会長	自治組織 の代表
堂高 千束	厚生センター所長会代表 (砺波厚生センター小矢部支所長)	関係行政 機関
瀧波 賢治	富山市保健所長	関係行政 機関